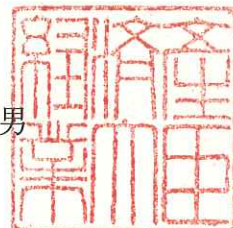


経済産業省

20121029 商第 18 号  
平成 24 年 11 月 6 日

大崎クールジェン株式会社  
代表取締役社長 貝原 良明 殿

経済産業大臣 枝野 幸男



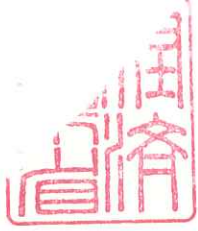
大崎クールジェン株式会社「酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電  
所設置計画環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成 24 年 2 月 13 日付けで届出のあった酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、電気事業法第 46 条の 14 第 1 項の規定により審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。

また、環境影響評価法第 20 条第 1 項の規定に基づく広島県知事からの意見は、別添のとおりである。

記

届出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で環境影響評価法第 20 条第 1 項の規定に基づく広島県知事の意見を勘案し、電気事業法第 46 条の 12 の規定に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮するとともに、電気事業法第 46 条の 14 第 2 項の規定に基づく環境大臣の意見を聴き審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。



(別紙)

## 1. 温室効果ガス

- (1) 石炭火力発電のゼロエミッション化に係る技術確立の早期実現を図るため、実証試験にできる限り早期に着手し、適切な実施に努めること。
- (2) 建設段階における二酸化炭素排出削減のため、本事業の施工者に対して省エネ型建設機械やLED照明の導入等の省エネルギー対策の推進及び混合セメントの利用等の非エネルギー起源二酸化炭素排出削減対策の実施に努めるよう求めること。
- (3) 2013年以降の我が国の二酸化炭素排出削減の枠組として、「革新的エネルギー・環境戦略」(平成24年9月14日、エネルギー・環境会議決定)を踏まえつつ、今後さらに詳細な計画等が策定された際には、策定された計画と整合を図られるよう売電先に協力を求め、必要とされる措置を可能な限り講じること。
- (4) 二酸化炭素分離回収技術の実証試験の進展を踏まえ、二酸化炭素分離回収設備の適切な運転管理による段階的な環境負荷軽減を図ること。

## 2. 大崎発電所1-1号機との同時運転

本実証試験設備と中国電力株式会社大崎発電所1-1号機の同時運転を行う場合、実証試験時以上の環境負荷が見込まれることから、周辺への環境負荷を可能な限り低減するよう、改めて環境に及ぼす影響についての検討を行い、その時点における適切な環境保全対策を講じること。

## 3. 実証試験後の施設の取り扱い

実証試験の目的を達成し試験設備を商用機として使用する場合や新たな実証試験を追加する場合には、改めて環境に及ぼす影響について検討を行い、その時点における適切な環境保全対策を講じ、その結果を公表すること。また、二酸化炭素排出削減対策については、その時点における国の中長期計画などと整合を図ること。

## 4. 動植物の移動・移植

環境保全措置として実施を予定しているコオイムシ、ニホンアカガエル、カワヂシャの移動・移植先、実施時期、実施方法等について専門家等から意見を求め、その内容を専門家等の専門分野などとともに公表すること。併せて、移植・移動の効果について現地確認を行い、その結果についても公表すること。

## 5. 環境監視結果の公表

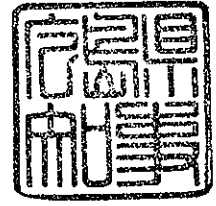
本実証試験の実施に伴う環境負荷について、工事中及び施設稼働中の環境監視計画に基づく大気環境、水環境及び廃棄物等の計測結果の公表を行うこと。

以上について、その旨を評価書に記載すること。

平成24年 8 月 7 日

経済産業大臣 様

広島県知事  
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52 〕  
環境県民局環境保全課



酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画環境影響評価準備書に対する意見について

平成24年 2 月 13 日付けで大崎クールジェン株式会社から送付のあった環境影響評価準備書について、環境影響評価法第20条第 1 項及び電気事業法第46条の13の規定により、別紙のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

担当 環境評価・瀬戸内海グループ  
電話 082-513-2925  
(担当者 野崎)

酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画環境影響評価準備書に対する知事意見

1 基本的事項

- (1) 工事中及び供用後において、積極的に環境監視結果等を公表すること等により、関係行政機関、関係住民等との情報交換を密にし、事業による環境影響の把握に努めること。
- (2) 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境影響が生じた場合には、速やかに原因究明を図り、適切な措置を講じること。
- (3) 準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施し、環境への負荷をできる限り回避、低減するための適切な運転管理を行うこと。
- (4) 今後具体化される要素により事業内容に変更が生じ、当該変更により環境への負荷が増大するおそれがある場合には、事前に環境への影響を予測及び評価し、必要な環境保全措置を講じること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

ア 工事関係車両の走行計画については、島内のみならず、本土側の道路交通状況も勘案したものとし、交通渋滞の発生による大気質、騒音及び振動への影響を回避、低減すること。

イ 対象事業実施区域の周辺地域において、光化学オキシダントが継続的に環境基準を達成していない状況であることを踏まえ、一層のばい煙排出抑制に努めること。また、現地で塗装作業を行う場合には、低VOC塗料を優先的に使用すること。

(2) 水環境

ア 水の汚れ及び富栄養化に係る予測において、排水中のCOD濃度等を環境保全に関する協定書の記載値以下で管理し、排出することから対象事業実施区域の周辺海域の水質に及ぼす影響は少ないとしているが、その根拠を明らかにすること。

イ プラント排水について、新設及び既設の排水処理施設で適切に処理すると記載されているが、排水処理施設で行われる処理の内容をより具体的に示すこと。

### (3) 動物・植物

ア 対象事業実施区域内の汽水性の池においては、重要な種の生息び生育が確認されていることから、隣接する資材ヤードの整備に当たっては、土砂の流入等がないよう万全を期するとともに、生息及び生育環境の維持管理に努めること。

イ 対象事業実施区域内の汽水性の池からの排水がある海岸沿いにおいて、本県内で未確認種であるカサシャミセンの生息情報があることから、必要に応じて現地確認等を行い、保全措置を講じること。

ウ 工事中及び供用後において、対象事業実施区域内外で新たに希少な動植物が確認された場合には、必要に応じて保全措置を講じること。

### (4) 廃棄物等

ア 工事の実施及び発電所の稼動に伴い発生する廃棄物については、可能な限り発生抑制、再生利用等を行い、最終処分量の削減に努めること。

イ 鉍さい（溶融スラグ）の再生利用等に当たっては、重金属等の微量物質の溶出試験等を行い、環境保全上の支障が生じることがないことを確認すること。

### (5) 環境監視

ア 排ガス、排水及び新設排水処理施設から排出される汚泥に含まれる重金属等の微量物質の量を測定し、排出状況の確認及び性状の把握を行うこと。

イ 排ガス及び排水の監視については、使用する石炭種の変更その他の運転条件の変更を考慮した適切な時期に実施すること。

ウ 対象事業実施区域の周辺海域に分布する藻場について、監視の実施等により、温排水による影響を把握すること。